

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530006

研究課題名(和文)ミクスト・リーガル・システム論による日本法の比較法的再定位 条理、名誉棄損、信託

研究課題名(英文)Japanese Law seen from Mixed Legal System Perspective---equity, defamation and trust

研究代表者

松本 英実 (Matsumoto, Emi)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：50303102

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本法はミクスト・リーガル・システム(混合法)であるという観点から、条理、名誉毀損、信託を検討し、他地域(南アフリカ、ルイジアナ、スコットランド、ケベック、インド、セルビア、モンテネグロ)との比較検討を行い、国内外に向けて発信した。

具体的な素材を通して、ミクスト・リーガル・システムの方法がどのように有効であり得るか(分類論として(広義ミクスト・リーガル・システム)、また分析の道具として(狭義))、さらに実務と学説で混合態様が異なるなど方法論上の重要な点が明らかになった。

研究成果の概要(英文)：From our study it becomes clear that analyzing Japanese law in the light of the legal experiences of such mixed jurisdictions as South Africa, Scotland, Louisiana, Quebec, etc. can help us in finding a methodology for explaining Japanese law in English, but also in mapping Japanese law in the world. In these three years, we have published many articles and read papers at international conferences on equity, defamation and other torts, as well as trusts.

研究分野：基礎法学

科研費の分科・細目：比較法

キーワード：混合法 ミクスト・リーガル・システム 不法行為 南アフリカ ケベック ルイジアナ スコットランド ローマン・ダッチ・ロー

1. 研究開始当初の背景

本研究の出発点には、平成 20-22 年度科研費基盤研究(C)「ミクスト・リーガル・システム研究序説 日本法の比較法的再定位と実践的再構成」がある。ミクスト・リーガル・システム(混合法)の概念は、近年 EU の動き等を背景にして欧米を中心に注目を集めるようになったが、我が国においてはまだ殆ど知られていない。研究代表者と研究分担者はここ数年同概念に注目し、日本法をこの概念を参照して分析し、世界の諸法の中に積極的に位置づけるべきではないかと考え、理論的、方法論的研究に従事してきた。本研究は、より具体的な論点をとりあげつつ、研究の深化を図るものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ミクスト・リーガル・システム(Mixed Legal System)の理論枠組みを用いて、条理(equity)、名誉毀損(defamation)、信託(trust)に問題を絞って分析することにより、世界における日本法の再定位を行うことであり、日本法とミクスト・リーガル・システム諸地域の法との共通点・相違点を明らかにし、ミクスト・リーガル・システム理論自体の発展に対し日本法からの貢献を行うことである。

3. 研究の方法

総論と各論に分け、総論ではミクスト・リーガル・システムの定義とその方法を探究し、各論では条理、名誉毀損、信託のテーマごとの分析とミクスト・リーガル・システム諸地域の比較研究を同時進行で進めた。研究代表者が主として大陸法(Civil law)から、研究分担者が主として古代ギリシア、ローマ法から、連携研究者が主として英米法(Common law)からの視点を持ち寄り、海外の研究者との協力を通して共同研究を遂行した。

国内では、T. Honoré, *South African Law of Trusts* の研究会、混合法研究会を組織、開催し、また比較法学会、法制史学会、信託法学会での研究発表・シンポジウムを行った。

海外では、国際混合法学会、英国法制史学会、南アフリカ法制史学会、ケベック比較法学会等で発表を行い、またスコットランドでの国際研究会を組織した。

4. 研究成果

(1) 総論

ミクスト・リーガル・システムについては狭義の定義(大陸法と英米法の混合に限る)と広義の定義(あらゆる法の混合を含む)があり、両者が対立している。しかし、本研究は、二者択一の議論に疑問を呈し、それぞれ比較法上の異なった目的に資するものと考えに至った。広義定義は法系論のような世界の法の分類論を再構築するための柱となり得る(狭義定義に該当する法はその 1 グループを構成しうるが、ミクスト・リーガル・

システム論はより大きな分類論上の広がりをもちうる)(論文 3; 発表 11, 37、以下特に注記のないときは数字は以下に掲げる雑誌論文の番号を示す)。その際問題は、どのような法の混合をグループ化していくか、日本法の比較相手は何処かである(2, 6, 12; 発表 1)。これに対し、狭義定義は、分類指標としてではなく、日本法のようにその混合が相対的に少ないものであっても、その混合態様を問題とすることを通して、各国・各地域の法の特徴を描き出す分析手段として用いることが可能である。このようにして狭義定義は比較の共通基盤を提供することが出来る。(論文 17)

また、法の間での比較は相互が同平面に立った、あるいは中立的なものではありえず、互いの視線の違いが存在し、この比較の構造に對しいかなる方法を取るかが肝要であることを主張した(diffusion 論、11, 16, 24; 発表 40, 43)。

さらに、日本における最近のアプローチ「法のクレオール」、「法の流通」との方法論的比較を試みた(3, 発表 35)

(2) 各論

テーマ別

・条理

日本における条理(発表 38)、英米法のエクイティ(7, 26 ほか信託に関する諸成果)、古代ローマの *aequitas*、古代ギリシアの *epieikeia* (10; 発表 2, 7, 12, 13) についての検討を行った。南アフリカでの国際学会 '*Ius est ars boni et aequi*' に参加し、様々な混合法地域の研究者と討議した。

・名誉毀損

名誉毀損の探究はむしろ不法行為の類型論の考察へと展開した。これを通して、日本法において学説がえがく日本法の「混合」態様と、判例が示す「混合」態様とは決定的に異なっているのではないか、という考察が得られた(論文 1、発表 6)。逆に言えば、一国の法の「混合」態様を一つのかたちに特定することには大きな問題がある、ということになる。他に不法行為研究として 19、また日本に招聘した V. Palmer 教授により、不法行為判例についての混合法比較研究の豊かな蓄積があることが示された(発表 30, 34)。

・信託

日本における英米法の混合の例として信託法は格好の素材である。これについて海外へ向けての発信を多く行った(9, 18; 発表 4, 8, 37, 42)。同時に、イングランドの探究を行い(20, 23; 発表 41)、日本において国際シンポジウムを開催し(比較法学会ミニ・シンポジウム「ミクスト・リーガル・システムと日本法」(2012 年)17, 18; 連続講演「イングランド法制史 物権と信託」(2012 年)7, 8; 発表 27, 28)、インドを素材とした最新の研究に接した(S. Tofaris 博士招聘、シンポジウム「信託法の国際的変容—比較法制史の観点か

ら」(2012年) 7,9;発表29)。

地域別

・南アフリカ

南アフリカ法制史学会にて報告(発表11, 12) 国際シンポジウム「法典化の19世紀」(2012年)及び比較法学会ミニ・シンポジウム「ミクスト・リーガル・システムと日本法」(2012年)を開催し、R.van den Bergh (4,5,6) J. du Plessis, M.de Waal(17;比較法研究74号217-236)教授を招聘した。また、ローマン・ダッチ・ローに関し、B.Sirks教授による講演を開催した(発表15)。

ローマン・ダッチ・ロー、オランダ法と日本の接点をオランダにおいても調査した(2011、2012年)。法典化・立法をしないことが重要なテーマであること(19世紀学研究8号1-54;関連して13,25;発表10,19,23)、日本に対しては(混合法の要素としての)慣習法に関心が集中していることが認識された。

・ルイジアナ

何と言っても狭義ミクスト・リーガル・システム論の論客パーマー教授を比較法学会に際して招聘できたことが大きかった。新潟、東京、京都、福岡で研究会を開催し、南アフリカのデュ・プレッシ教授、デ・ヴァール教授を交え、方法論的議論を深めることが出来た(17;発表30,31,32,33,34)。教授からは分類論の立場から、日本とトルコといった国を同グループとして考えることが提案された。

・スコットランド

スコットランドでシンポジウム‘Roman Law and Civilian Tradition -Japan and Scotland-’を開催した(2013年、発表6,7,8)。またこれに参加されたE.Metzger教授を日本に招聘してイングランドおよびスコットランドのローマ法伝統について検討した(2013年)。

広義ミクスト・リーガル・システムの提唱者E.Örücüエリュジュ教授(グラスゴー大学)にインタヴューを行い(2013年)、トルコと日本の比較の意義について討議した。日本法において慣習法・伝統法の探究を行う目的は何か問われる、という問題提起を受けた。

・ケベック

ケベック比較法学会50周年記念国際シンポジウムに参加し(2011年;発表37)またカナダ、スイスと日本を比較するシンポジウムを開催した(A.Ciano, C.Schwarzenegger教授、2012年;発表21,22)。

本研究で新たに視野に入ってきた地域は、一方では法典化を行う英米法たるインドである(図書2;発表29;S.トファール「1882年インド信託法:歴史と法理論」立教法学88, p.237-219)。

他方では、セルビア・モンテネグロが注目される。これについては2014年ベオグラード大学法学部長シマ・アヴラモヴィチ教授の来日を得た。セルビアは近代化について

日本の半世紀先をゆく存在であった。モンテネグロは19世紀末に、慣習法調査に基づいたユニークな、最新鋭の財産法典を作り上げた。いずれも、日本法の比較相手として重要であり、今後分析を進めていかなければならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計28件)

1. MATSUMOTO, Emi, "Tort Law in Japan," Mauro Bussani and Anthony J. Sebok, ed., *Comparative Tort Law*, series 'Research Handbooks in Comparative Law' directed by Francesco Parisi & Tom Ginsburg, Edward Elgar Publishing, 2014 刊行予定、査読有
2. MATSUMOTO, Emi, "L'idée de système juridique mixte pour comprendre le droit japonais," Véronique Champeil-Desplats, Pierre Brunet et Hajimé Yamamoto, eds., *Transferts des concepts juridiques en droit public*, Les Editions Mare & Martin, 2014 刊行予定、査読無
3. 松本英実【書評】「長谷川晃編著『法のクレオール序説 異法融合の秩序学』(北海道大学出版会、2012)」法制史研究63号(法制史学会年報2013) p.163-171、2014、査読有
4. 葛西康徳「はじめに 海を渡ったローマ法」(特集 法典化の19世紀(ポスト)コロニアル・パースペクティブ)19世紀学研究8号、p.5、2014、査読有
5. 松本英実【訳】「レーナ・ファン・デン・ベルク『19世紀南アフリカにおけるローマン・ダッチ・ローの特異なる存続について』」19世紀学研究8号、p.7-19、2014、査読有
6. 葛西康徳「おわりに 『二等国連合』ミクスト・リーガル・システムの戦略」(特集 法典化の19世紀(ポスト)コロニアル・パースペクティブ)19世紀学研究、8号、p.53-54、2014、査読有
7. 溜箭将之「解題 連続講演 物権と信託 イングランド法制史と比較法制史」立教法学88号、297-294、2013 査読無し
8. 溜箭将之【訳】ニール・G・ジョーンズ「単純封土権の成立」(連続講演 物権と信託 イングランド法制史と比較法制史)第一部イングランド法制史 物権と信託)立教法学88号、293-273、2013 査読無し
9. TAMARUYA, Masayuki, Transformation of Trust Ideas in Japan : Drafting of the Trust Act 1922, *Rikkyo Law Review*, 88, p.218-201, 2013 (立教法学88号、218-201、2013) 査読無し
10. KASAI Yasunori, In Search of the

- Origin of the Notion of *Aequitas* (*Epieikeia*) in Greek and Roman Law, 廣島法学 (*Hiroshima Law Review*), 37-1(2013), p.543-564, 査読有り
11. 葛西康徳「学問の普及と継受 西洋古典学研究室の場合」(前編)U7 vol.50 2013/7 p.54-57 (後編)U7 vol.51 2013/9 p.52-58, 査読無し
 12. 松本英実「比較憲法の視点」(特集「憲法の射程」)、法律時報 85 巻 5 号、p.49-53、2013、査読有り
 13. 葛西康徳「古代ギリシアにおける法 (Nomos) の概念について とくに「立法」および「立法者」に焦点をあわせて」国際哲学研究(東洋大学国際哲学研究センター編)、別冊 2「法 概念の時間と空間 法の多様性とその可能性を探る」、p.51-60、2013、査読無し
 14. 溜箭将之「英米法・比較法のすすめ これからの日本と世界を担う皆さんへ」法学セミナー699号 42-46 頁、2013、査読無し
 15. 溜箭将之「先例拘束性と司法の権力」(小谷順子他編『現代アメリカの司法と憲法 理論的対話の試み』尚学社 260-274 頁所収) 2013、査読無し
 16. 葛西康徳「インタビュー 開かれた日本の大学へ」大学出版 No.91、p.1-9、2012、査読無し
 17. 松本英実「ミクスト・リーガル・システムと日本法」、比較法研究 74 号、p.206-216、2012、査読有り
 18. TAMARUYA, Masayuki, "Mixed Legal System from the Perspective of Japanese Trust Law", 比較法研究 74 号 237-255 頁 2012、査読有り
 19. 溜箭将之「3.州法に対する連邦法の優越 [Haywood v. Brown]; 102. 損害賠償の範囲 [Hadley v. Baxendale] (樋口範雄他編『アメリカ法判例百選』所収) 2012、査読無し
 20. 溜箭将之「イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と」立教法学 84 号 344-324 頁 2012、査読無し
 21. TAMARUYA, Masayuki, "Securities Class Actions: Anglo-American Comparison and Cross-border Implications" *European Business Law Review* vol. 23, issue 1, pp 91-106, 2012, 査読有り
 22. 溜箭将之「ケースブックによるコン・ロー法制史：John H. Langbein, et al., *History of the Common Law*」アメリカ法 2011-1、223-230 頁、2011、査読有り
 23. 溜箭将之「イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と」信託法研究 36 号 79-90 頁 2011、査読有り
 24. 葛西康徳「Mixed Academic Jurisdiction グローバル時代の学士課程」創文季刊 No.3、p.1-3、2011、査読無し
 25. 松本英実【訳】「アンダース・ウィンローズ」19 世紀および 21 世紀における「ラティアーヌス教令集の校訂：リヒターとフリートベルクから今日まで」、19 世紀学 5 号、p.113-122、2011、査読有り
 26. 溜箭将之「債務者財産凍結のための差止命令 (マレヴァ・インジャンクション) の英米比較 裁判官の権力と法の生成に関する一考察」立教法学 83 号 2011、251-220 頁、査読無し
 27. 溜箭将之【訳】ニール・アンドリュース「ニューヨーク条約の下で問題となりうる仲裁判断：承認執行裁判所は、仲裁廷の管轄を争う当事者を仲裁合意の当事者と認めた仲裁廷の管轄判断に対し、いかなる審査を行えるか」JCA ジャーナル 58 巻 5 号 2-8 頁 2011 査読無し
 28. 溜箭将之【訳】ニール・アンドリュース「民事司法の四本柱」立教法学 81 号 197-212 頁 2011 査読無し
- 〔学会発表〕(計 43 件)
1. 松本英実「法源論のための比較の試みセルビア・モンテネグロと日本」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、2014 年 3 月 15 日
 2. 葛西康徳「法源としての学説と条理 Law Books in Action と Tony Honoré, Ulpian, 2nd I ed. の紹介」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、2014 年 3 月 15 日
 3. 葛西康徳「東京大学草創期の授業再現 (東京大学大学院人文社会系研究科「多分野交流演習」授業について)」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、2014 年 3 月 15 日
 4. 溜箭将之「明治初期の東京大学外国法研究教育 Henry T. Terry の教育から」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、2014 年 3 月 15 日
 5. 松本英実「ミクスト・リーガル・システムと日本法」法学研究会(青山学院大学) 2013 年 11 月 20 日
 6. MATSUMOTO, Emi, "Japanese Tort Law from the perspectives of Mixed Legal System," TOPS Symposium 'Roman Law and Civilian Tradition -Japan and Scotland-' (Ross Priory, University of Strathclyde), 2013.8.26
 7. KASAI, Yasunori, "Tony Honoré on *aequitas* (*epieikeia*)" (Symposium "Roman Law and Civilian Tradition -Japan and Scotland-", Ross Priory, U.K. 2013.8.26
 8. TAMARUYA, Masayuki, "Japanese Trust Law from the perspectives of Mixed Legal System" TOPS Symposium 'Roman Law and Civilian Tradition -Japan and Scotland-' (Ross Priory, University of Strathclyde), 2013.8.26
 9. MATSUMOTO, Emi, "Conflicts of jurisdictions seen from the viewpoint of authority - French commercial courts and the ordinary courts under the Old Regime (Authority of legal texts examined through the conflicts of

- courts and the publication of laws),” 21st British Legal History Conference ‘Law and Authority’ (University of Glasgow, United Kingdom), 2013.7.11
10. KASAI, Yasunori, “The authority of law in the Greek forensic oratory—the law as evidence and the lawgiver” 21st British Legal History Conference ‘Law and Authority’ (University of Glasgow, United Kingdom), 2013.7.11
 11. MATSUMOTO, Emi, “Searching for the Customary law in Japan: is Japanese Law a mixed system of the Civil law and the Customary law?” Southern African Society of Legal Historians Conference May 2013 ‘Ius est ars boni et aequi’ (Kwa Maritane, South Africa), 2013.5.13
 12. KASAI, Yasunori, “Philosophical foundations of the notion of *aequitas* (*epieikeia*) in Greek and Roman Law” Southern African Society of Legal Historians Conference May 2013 ‘Ius est ars boni et aequi’ (Kwa Maritane, South Africa), 2013.5.13
 13. KASAI, Yasunori, “The notion of ‘uncanny’ in Ancient Greece” The 2013 IEEE International Conference on Robotics and Automation (ICRA 2013), Karlsruhe, Germany, 2013.5.11
 14. 松本英実「グローバル法と比較法の関係」『『グローバル化』による法の変容可能性』研究会(紀州鉄道熱海ホテル) 2013年4月13日
 15. 葛西康徳「Adele Scafuro, Boudewijn Sirks 教授の研究と講演会趣旨」連続講演会「ギリシア法・ローマ=オランダ法講演会」、東京大学、大阪大学、2013年3月20日~4月1日
 16. MATSUMOTO, Emi, “Conflict of courts, or conflict of jurisdictions, revisited,”比較国制史研究会(北海道大学東京オフィス)、2013年3月17日
 17. 葛西康徳「法政コミュニケーション学科(1995-2003年度)の経験 成果と問題点」シンポジウム「ミクスト・リーガル・システム論の展開 法政コミュニケーション学科の研究教育をどう活かすか」新潟大学、2013年2月23日
 18. 松本英実「ミクスト・リーガル・システム論の意義」シンポジウム「ミクスト・リーガル・システム論の展開 法政コミュニケーション学科の研究教育をどう活かすか」新潟大学、2013年2月23日
 19. 葛西康徳「古代ギリシアにおける法(Nomos)の概念について とくに「立法」および「立法者」に焦点をあわせて」シンポジウム「法 概念の時間と空間 法 の多様性とその可能性を探る」東洋大学国際哲学研究センター、2012年12月15日
 20. 葛西康徳「ギリシア民事訴訟制度研究史」ギリシア・ローマ民事訴訟研究会、追分温泉、2012年11月3日
 21. 松本英実「ミクスト・リーガル・システム論の展開」国際シンポジウム「日加比較の新たな視点 ミクスト・リーガル・システム論の展開」新潟大学、2012年11月11日
 22. 葛西康徳「グローバル教育について」国際シンポジウム「日加比較の新たな視点 ミクスト・リーガル・システム論の展開」新潟大学、2012年11月11日
 23. 松本英実「ディエゴ・ザンカーニ Diego Zancani”Decrees, Laws and Statutes in Northern Italy between 16th and 17th centuries”へのコメント」法制史学会東京部会第243回例会、東京大学、2012年10月20日
 24. 葛西康徳「パネルディスカッション『東大新図書館を考える』」シンポジウム「東大新図書館を考える：文字・書物・読書の現在」東京大学、2012年10月20日
 25. 葛西康徳「グローバル化の中のイギリスと日本 Being a Frontier Man (Woman) ロンドンオリンピック2012に寄せて」両国高等学校 言語能力向上推進事業・講演会、両国高等学校、2012年10月19日
 26. MATSUMOTO, Emi, “L’idée de juridiction mixte (ou système mixte) pour comprendre le droit japonais,” Xème séminaire franco-japonais de droit public (Groupe d’études de droit public franco-japonais) « Transferts des concepts juridiques en droit public » (Université de Kyoto), 2012.9.17
 27. 溜箭将之「日本法からの視点」法制史学会東京部会第242回例会「信託法の国際的変容—比較法制史の観点から」(立教大学)、2012年9月15日
 28. 松本英実「混合法の観点」法制史学会東京部会第242回例会「信託法の国際的変容—比較法制史の観点から」(立教大学) 2012年9月15日
 29. 葛西康徳、「ステリオス・トファールス 『コモン・ローとヒンドゥー法 その邂逅からインド契約法成立まで』解説」第2回混合法研究会、東京大学、2012年9月13日
 30. 松本英実・葛西康徳「パーマー教授の混合法系理論 ルイジアナ法からの広がり」と日本法への示唆」第1回混合法研究会、東京大学、2012年6月8日
 31. MATSUMOTO, Emi, Comments, “Sources of Law in an Age of Globalization: From the Perspective of Mixed Legal Systems”,九州大学法政学会シンポジウム、九州大学、2012年6月4日
 32. KASAI, Yasunori, Comments, “Sources of Law in an Age of Globalization: From the Perspective of Mixed Legal Systems”,九州大学法政学会シンポジウム、九州大学、2012年6月4日
 33. 松本英実「ミクスト・リーガル・システムと日本法」比較法学会第75回学術総会ミニシンポジウムC(京都大学) 2012年6月2日
 34. MATSUMOTO, Emi, “Sources of Law and Mixed Legal Systems,” Research seminar: Sources of Law in the

- Globalization (Campus Plaza Kyoto), 2012.5.31
35. 松本英実「比較法研究からのコメント」、「法の流通」研究会、東京大学東洋文化研究所、2012年2月12日
 36. 松本英実「法典化」の19世紀」、19世紀学学会・19世紀学研究所国際シンポジウム「法典化」の19世紀（ポスト）コロニアル・パースペクティブ」（新潟大学）、2012年2月4日
 37. MATSUMOTO, Emi, "Potential of the Mixed Legal System Approach: Japanese Law Seen as a Mixed System," 50th Anniversary Conference of Québec Society of Comparative Law (University of Sherbrooke, Québec, Canada), 2011.10.28
 38. MATSUMOTO, Emi, "Legal Process in Modern Japan before the Codification," The 20th British Legal History Conference 'Legal Process' (University of Cambridge, United Kingdom), 2011.7.15
 39. KASAI Yasunori, 'Open Texture in Greek Law Revisited - From a Comparative Point of View-', 20th British Legal History Conference 2011 'Legal Process', Clare College and Faculty of Law, Cambridge, U.K. 2011.7.14
 40. KASAI Y. and MATSUMOTO, E, "Two Perspectives on Mixed System -Japan-," World Society of Mixed Jurisdiction Jurists (Hebrew University of Jerusalem, Israel), 2011.6.21
 41. 溜箭将之「イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と」信託法学会、シンポジウム「民法から信託を考える」近畿大学、2011年6月11日
 42. MATSUMOTO, Emi, "Japanese Law as a Mixed Legal System," International Conference 'Global Law and Global Legal Theory. Academic Knowledge in Question' (Maison Franco-Japonaise, Tokyo, Japan), 2011.6.3
 43. KASAI Yasunori, "Diffusion and Reception in Japanese Law," International Conference 'Global Law and Global Legal Theory. Academic Knowledge in Question' (Maison Franco-Japonaise, Tokyo, Japan), 2011.6.3

〔図書〕(計4件)

1. 樋口範雄、佐久間毅編、溜箭将之他著『現代の代理法 アメリカと日本』弘文堂、2014年、320頁(「第3章 外観法理による代理権(表見的代理権)」p.56-82)
2. 葛西康德『法律家としての William Jones - Bailment and Speech of Isaeus』Rindas 伝統思想シリーズ、龍谷大学現代インド研究センター、2012年、25頁
3. ニール・アンドリュース著、溜箭将之・

山崎昇訳『イギリス民事手続法制』法律文化社、412頁

4. シイエス著、稲本洋之助・伊藤洋一・川出良枝・松本英実訳『第三身分とは何か』岩波文庫、2011年、257頁

〔その他〕

ホームページ等

1. <http://clsoc.sblo.jp/category/1538475-3.html>
2. <http://www.jalha.org/kai.htm>
3. http://www.jalha.org/symposium0915_2.pdf
4. <http://www.rikkyo.ac.jp/law/output/rituhou/088.htm>
5. <http://www.toyo.ac.jp/site/ircp/symposium06-1.html>
6. http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/koho/news/news/soto_12_10_05.html
7. <http://jasas.info/2012-08-30%20news.html>
8. <http://www.nippy.co.jp/magazine/6200.html>
9. <http://haneda.ioc.u-tokyo.ac.jp/eurasia/post-103.html>
10. <http://rindas.ryukoku.ac.jp/research/upfile/%E4%BC%9D%E7%B5%B1%E6%80%9D%E6%83%B3%E3%82%B7%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%BA5%20%E6%B3%95%E5%BE%8B%E5%AE%B6%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%AEWilliam%20Jones.pdf>
11. <http://www.shintakuhogakkai.jp/activity/36.html>
12. http://www.shintakuhogakkai.jp/activity/pdf/vol36_report06.pdf
13. <http://kaken.nii.ac.jp/pdf/2010/seika/jsp/13101/20530006seika.pdf>

6. 研究組織

(1)研究代表者

松本 英実 (MATSUMOTO EMI)
 青山学院大学・法学部・教授
 (平成24(2012)年度まで)
 新潟大学・人文社会・教育科学系・教授)
 研究者番号：50303102

(2)研究分担者

葛西 康德 (KASAI YASUNORI)
 東京大学・大学院・人文社会系研究科・教授
 研究者番号：80114437

(3)連携研究者

溜箭将之 (TAMARUYA MASAYUKI)
 立教大学・法学部・准教授
 研究者番号：70323623